

# 養護老人ホーム 愛生苑 入所案内

2016年1月 改訂  
2018年2月 改訂  
2025年10月 改訂  
2026年6月 改定

## A. 養護老人ホーム愛生苑の生活時間

時 間	行 動
6時	起床、歯磨き、洗面、居室の掃除
7時30分から	朝食
9時	ラジオ体操
10時	クラブ活動等
11時30分から	昼食
14時30分	おやつ
16時30分から	夕食
18時	就寝の用意（歯磨き・着替え）
21時	消灯

(その他)

- テレビ視聴・・・22時まで可能、18時以降はイヤホンを使用してください。
- 入 浴 ……9時30分～13時30分（月・水・金）順番制  
男性⇒3階、女性⇒2階
- 洗 濯 ……6時～17時  
\*洗濯洗剤の配布は月1回です。
- 食 事 ……朝食（7:30～） 昼（11:30～） 夕食（16:30～）  
\*出来るだけ毎食後に歯磨きをするよう心がけましょう。  
\*食事については、医師の指示もしくはアレルギーのための対応は可能です。お粥への変更も可能です。
- 生 活 ……苑の基本的な生活時間を守りましょう。  
\*居室の掃除は、毎日行ってください。できない方は生活支援員がお手伝いします。

## B. 愛生苑の催事

愛生苑での生活を楽しんでいただけるよう、クラブ活動や行事を行っています。

### 1. クラブ活動

- ・喫茶クラブ
- ・シネマクラブ
- ・習字クラブ
- ・カレンダークラブ
- ・カラオケクラブ
- ・ヨガクラブ
- ・手芸クラブ
- ・ペン字クラブ
- ・釣りクラブ
- ・ぬりえクラブ



### 2. 年間行事

月	行事
4月	チューリップ・藤の花見学 健康診断
5月	
6月	避難訓練（水害・火災・地震）
7月	七夕
8月	夏祭り
9月	敬老会・慰問
10月	健康診断
11月	颯田文化祭（作品出展） インフルエンザ予防接種
12月	クリスマス会・忘年会 避難訓練（火災）
1月	初詣
2月	観梅 ひなの祭り（作品出展）
3月	避難訓練（火災）

- ・毎月、誕生祝食と誕生者へのプレゼント。
- ・毎月、お楽しみランチ、イベント食あり。
- ・颯田公民館活動などの地域の催しへの参加。



## C. お小遣いの出し入れについて

### 1. 扶助雑費

毎月10日前後に苑から支給。支給額は個人の収入によって異なります。  
面談室で渡します。

## 2. 払出

毎月 26 日（当該日が休日の場合はその前後）にお渡しします。希望金額を出金依頼書に記入の上、1 週間前までに事務所へ提出してください。但し、緊急の場合は随時対応可能です。

## 3. 出納確認

預金通帳と現金の出納一覧はいつでもご覧になれます。事務室へお申し出ください。

## D. 出張販売等

取扱い品物	曜日	時間	場所
お菓子・雑貨	木曜日	15 時～	1 階食堂
パン	火曜日	14 時 30 分～	1 階食堂
散髪	第一木曜日（ビューティーヘルパー）	9 時 30 分～	2 階理容室
	第三木曜日 偶数月（C.t.A）	9 時 30 分～	2 階理容室
衣類	年 2 回（夏、冬）	不定時	1 階食堂
買物ツアー	苑の定めた日	10 時～	トライアル等

## E. 施設の利用に当たっての留意事項

楽しい生活を過ごす為に、入所生活上の規則や設備利用上の注意を記載しています。

### 1. 外出・外泊について

- ・基本的に自由ですが門限は 16 時です。  
この時間以降になる時は事前に連絡してください。
- ・外出時には、外出届けにその理由と外出先、帰苑予定時刻を記載してください。  
食事不要時の連絡、行先や帰苑予定時刻の変更は必ず連絡してください。
- ・外泊時は必ず外泊届けを提出し、苑発行の身分証明書を持参してください。  
外泊届けに変更がある場合は、必ず連絡してください。
- ・玄関開錠は 7 時、施錠は 18 時です。

### 2. 電話について

#### 1) 外部から電話がかかってきた場合

- ・職員よりナースコールでお知らせ致します。

#### 2) こちらから電話をかける場合

一階面談室に公衆電話を設置していますので、ご利用下さい。

### 3. 飲酒について

- ・夕食後居室で飲酒可能です。周囲に迷惑が掛からない程度にお願いします。
- ・禁酒指示のある方は飲酒できません。

- ・食堂への持ち込みは禁止です。
4. 喫煙について
    - ・必ず各階の喫煙室で喫煙してください。
    - ・喫煙室以外での喫煙が発覚した場合は、厳重注意の上禁煙となる事があります。
  5. 苑の器物について
    - ・破損させた場合は職員へ報告してください。
    - ・故意に破損させた場合は、修理費用などを負担していただきます。
  6. 火器等の取り扱いについて
    - ・居室での喫煙、線香（蚊取線香含む）、ローソク等の火気は厳禁です。
    - ・居室内では、ガスコンロ、電気コンロ、トースター、炊飯器、電気ケトル、ドライヤー、電気ストーブ等の使用はできません。
  7. 身の回りの清潔保持について
    - ・身体の清潔のため、入浴日には特段の理由がない限り入浴してください。
    - ・居室の清掃、整理整頓を行ってください。
      - \*居室で衣類等が収納規定以上になった場合は、家族または身元引受人に引き取っていただきます。もしくは入居者の同意のもとに処分させていただきます。
  8. 盗難時の対処について
    - ・苑内に見守りカメラを設置していますので、職員が確認の上対応いたします。その上で必要であれば、警察へ届け出を行います。事情聴取にご協力ください。
    - ・持ち物には必ず氏名を記載してください。
  9. 他の入所者への迷惑行為の禁止
    - ・他の入所者との金銭、物品のやり取りはしないでください。
    - ・他の居室への入室は原則禁止です。  
(プライバシーの保護とトラブル防止のためです。)
    - ・人の噂、悪口は言わない様に心がけてください。
    - ・けんか、口論、泥酔等は迷惑行為となりますのでお止めください。
  10. その他
    - ・苑の食事中は、お酒、調味料など含め、全ての飲食品は持ち込み禁止です。
    - ・入苑者同士の買い物の依頼は禁止です。

\*喫煙、飲酒、暴力、迷惑行為等に関して、他の入所者の方に何度も迷惑を掛け、順守出来ない場合は、市町村担当者に相談する事もあります。

\*困った事があれば、お気軽に職員へ相談して下さい。



## 【重要事項】

### 1. 居室について

全室個室です。

#### 1) 居室の決定方法

身体状況・居室の空き状況を勘案して、決定致します。

#### 2) 居室の変更

入所者の身体状況、居室の空き状況により、居室の変更をする場合があります。

### 2. 利用料金について

各人の収入に応じて“養護老人ホーム被措置者費用徴収基準表（別表1）”を基に各措置権者が決定します。納付はご希望により代行致します。

### 3. 退所について

#### 1) 任意退所

①入所者及び家族から退所の申し出があった場合

②入所者が連続して3ヶ月を超えて病院、又は診療所に入院した場合

\*措置権者の判断で延長される場合があります。

③入所者死亡の場合

\*身元引受人や葬祭を行うものがない時は、措置権者の委託を受け葬祭を行います。

#### 2) 無断退所

措置権者と相談の上、所定の手続きを行います。

#### 3) 命令退所

入所者が施設内禁止行為を行い、指導を順守しない場合、担当措置権者と協議して退所していただくことがあります。

#### 4) 退所に向けての援助

入所者の希望、心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円満な退所のために適切な病院や地域包括支援センターへの紹介など必要な援助を行います。

#### 5) 所持品引き取り

・所持品とは、高価品（現金・通帳・印鑑など）を除く、衣類・日用品などです。

・当苑に所持品が残されている場合は速やかに引き取りをお願いします。

・引き渡しに掛かる費用は負担していただきます。

例：可燃用ごみ袋、不燃用ごみ袋、粗大ごみシール

・高価品の引き渡しは入所者本人に対し行いますが、死亡された場合は措置権者の指示により、相続人を代表する家族又は身元引受人立ち会いのもと、引き渡し致します。

#### 4. 苦情の受付について

社会福祉法第 82 条の規定により、当苑における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員会を設置しております。詳細につきましては、苑内の各階に掲示していますのでご覧ください。

#### 5. 緊急時・事故時の対応

##### 1) 容体急変時の対応

容体の急変においては、かかりつけ医との連携のもと、ご家族又は身元引受人の意向を踏まえながら適切に対応いたします。

##### 2) 事故時の対応

転倒やその他不測の事故により、骨折、傷病等が発生した場合、かかりつけ医との連携のもと、ご家族又は身元引受人の意向を踏まえながら、適切に対応いたします。

##### 3) 地震、火災、その他の災害

愛生苑災害マニュアルにより、入所者の生命安全の為に適切な応急活動を行います。

##### 4) 関係市町村・家族への連絡

上記の緊急事態や事故が発生した場合は、速やかに家族又は身元引受人へ連絡すると共に関係市町村へ連絡致します。

#### 6. 個人情報の取り扱い

個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供にかかわる目的以外には利用しません。また、施設利用中以外の期間においても第三者に漏らしません。

詳細につきましては、苑内の各階に掲示していますのでご覧下さい。

## 【医務室からのご案内】

医務室は、皆様の健康管理のお手伝いをしています。  
病院受診や、体調、お薬についてなど、お気軽にご相談下さい。

### 1. 定期的に行う事

- 1) 月に1回の体重測定
- 2) 年に1回のインフルエンザの予防接種
- 3) 年に2回の法律に基づく定期健診  
春季…検尿、胸部X線撮影、診察  
秋季…採血、診察
- 4) 入苑時健診

### 2. その他

- 1) 緊急受診の場合を考え、保険証は事務室、お薬手帳は医務室でお預かりします。
- 2) 医薬品やサプリメントは基本的に使用禁止です。
- 3) 当苑の協力（かかりつけ）医療機関は、颯田病院になっています。また、休日夜間の協力医療機関は飯塚病院救命救急センターです。
- 4) 感染症の発生時などは、生活の制限（面会の規制やマスク着用など）をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。



## 【愛生苑入苑時の必要物品】

当施設に入所される場合の必要品は、下記の要領に沿って揃えてください。

1. 着替え（洋服・下着・寝間着など）、タオル（5～6枚）、バスタオル（4～5枚）  
夏・冬合わせて衣装ケース6個以内  
衣装ケースのサイズは、幅39cm、長さ74cm、高さ30cm以下。

2. 生活用品

洗面道具、ふた付きバケツ（13号～15号）、洗濯バサミ、ハンガー、ごみ箱、湯呑、コップ、男性は電気カミソリ、洗濯カゴ

その他（居室でお茶を飲む方はポット・急須・お茶の葉（お茶パック又はティーパック）  
コーヒーなどの嗜好品）

3. 履きもの（苑外用、苑内用、ベランダ用）

転倒しないようなもの（スリッパ、草履は原則禁止）で、かかとのあるリハビリシューズ等をお勧めします。

4. 寝具類

布団上下一式、マットレス、毛布、タオルケット、枕、敷きパット、カバー類

（入苑時に準備できない場合は、一旦は苑で貸出ます。）

5. 電化製品

テレビ⇒32インチまで（地デジ対応テレビ）

扇風機、電気毛布、電気あんか、ラジオ等

6. 持ち込み禁止

ガス器具、調理器具、電気ポット、ホットカーペット、その他の電化製品。

上記以外にご相談ください。



\*居室は全室個室で、備品に、ベッド、テレビ台、ポールハンガー掛け、エアコンを設置し、洗濯機、冷蔵庫、電気ケトルは各階に設置しています。